

2 愛 教 指
令和3年1月26日

町立各小・中学校保護者の皆様

愛川町教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症にかかる自宅待機（出席停止）の取扱い
について（お願い）

新型コロナウイルス感染症拡大防止について、日頃より御協力をいただいているところですが、緊急事態宣言が発令される中、新型コロナウイルス感染症にかかる自宅待機（出席停止）等の取扱いについて、次の点について引き続き御留意くださいますようお願いいたします。

なお、「愛川町立小・中学校における新型コロナウイルス対応のフローチャート」を一部改訂いたしましたので、併せてご確認いただき、適切な判断をしていただきますよう、重ねてお願いいたします。

**1 同居の家族が医療機関や保健所からの指示又は濃厚接触者と判断され
PCR検査を受ける場合**

- ・PCR検査を受けた対象者の結果が出るまで、症状の有無に関わらず、児童・生徒本人は自宅待機（出席停止）となります。

2 児童・生徒本人や家族に風邪症状が見られる場合

- ・登校を見合わせるようお願いいたします。
※この場合も出席停止扱いとなるため欠席にはなりません。

3 休日に児童・生徒本人が、陽性と判定された場合

- ・8時30分から17時の間で町役場に連絡してください。
(TEL: 046-285-2111)

4 感染者、濃厚接触者等への配慮

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者、社会機能の維持にあたる方とその家族に対する偏見や差別が生じないようお子様への指導をお願いするとともに、うわさ等、風評被害が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。